

被告川上に襲いかかる悪循環

四国タイムズの知恵袋・生田暉雄弁護士が懲戒処分

四国タイムズ今(9)月号に、原告(四国時報)に関する内容の記事は見当たらない。これで3度目のお休みだ。

さすがのゴロ付・川上道大も四国時報には手を焼いているようである。さて、四国時報先月号「号外パート19」の末尾に少し記しておいた証人予定者の陳述書作成が、証人本人が7月と8月一杯は海外に出張中で作成できない等と虚偽の理由を申し立てた件の続きだが、原告はその嘘について厳しく裁判所に確認証明を求めています。いとも簡単に大嘘が発覚するような稚拙な書面が命取り、大変困っている矢先、被告川上と悪党コンビである生田暉雄弁護士が、香川県弁護士会から懲戒処分された。資格停止1ヵ月(8月30日～9月29日迄)である。被告川上は、さも香川県弁護士会によって不当に処分されたかのように四国タイムズ今(9)月号に掲載し、タッグパートナーを必死に擁護している。又、今は被告川上と共に六代目山口組憎しで共鳴し合い、盟友関係にある本事件の被告側証人が、8月末に自叙伝「鎮魂 さらば、愛しの山口組」を発売した記事を誇らしげに掲載している。何事にも百人百様の見方、感じ方があり、この自叙伝の評価も人それぞれの立場、立ち位置によって違って聞こえてきます。「アウトロー掲示板2ちゃんねる」を閲覧すれば一目瞭然でしょう。原告も再三再四「号外」で語ってきたことであるが、証人とは十代の頃から昵懇にしてもらっただけに、悪名高い四国タイムズ如きに加担、いや、ある意味では担ぎ出されて利用されていることが、結果的に任侠界にとどまらず、一般社会でも嘲笑的になってしまったところ、自ら追い打ちをかけるかのように自叙伝(暴露本)を出版したことに残念でならない思いである。書籍ランキングによると、9月9日時点で初版10万刷中?、約1万1千部程売れているとか。六代目山口組憎しの思いでは、四国タイムズとも共通しておるが、四国タイムズで六代目山口組を攻撃しても当然ながら山の如く動かずで何の効果もない為、自らが暴露本を出版したのだろうが、山口組組長始め、現役幹部を名指しした恨み節には、任侠界での評価が余りにも低いとのこと。誰が言うか、その人物次第で例え同じ事を言っても全く違った受け取られ方をするものだ。証人の自叙伝でも被告川上が称賛する程、全く逆の評価となっているのが気の毒で残念です。ところで、こんな男どうでも良いのだが、四国タイムズ老人行動隊長の十鳥晴美(観音寺市常磐地区在住)が相も変わらず、被告川上のチョロ松役を買って出て、四国時報を置いてくれているお店で、四国時報紙を指差し半人前にも「今ここと喧嘩しとん知っとな?」と店主に尋ねて「知らない」と答えると「今度詳しいに話してあげるわ!」と大口を叩いて帰ったそうだ。以前、四国時報の記者が休憩に立ち寄った観音寺市内の喫茶店で、偶々被告川上に情報提供する十鳥隊長を目撃され、それを指摘されたことに「夜も怖くて眠れない」と被告川上に泣き言を云ったのは何処の誰だ。先に記した自叙伝同様、人様の陰口、悪口は、言われた側は確かに人気落ちる。しかし、それ以上に言った側の方が男として値打ちを下げるのだ。

〒768-0011

観音寺市出作町 603-3

電話 0875-25-6883

編集発行人 木下俊明

十鳥隊長さん？いくら鳥でも四国時報相手に「蝶のように舞い、蜂のように刺す」とはいきませんよ。「ハエのように舞い、蚊のように刺す」そのものではないか(笑)「類は類を呼ぶ」とはよく言ったものだ。悪党コンビの生田弁護士が8月30日から1ヵ月間、弁護士資格停止の懲戒処分を香川県弁護士会より申し渡された。何と今回で4回目の懲戒処分だ。被告川上も、これまで何回も敗訴し、最高裁でも有罪の前科持ちで彼等は悪の常習者だ。こんな輩の仲間になってピーチクパーチク跳び回って、己の恥をさらしていることが解らないのか。悪行を積み重ねる毎に、次の処罰の量刑が重くなるのは刑事罰と同様だと県弁護士会の方が云っていた。9月4日、裁判所から連絡があり、「生田弁護士の懲戒期間内である9月26日第14回口頭弁論期日の延期を生田弁護士が申請したが、どうしますか？」との問い合わせがあった。原告はこれを即座に拒否し、予定通り公判を行うように具申した。生田弁護士が懲戒処分中であっても、外面強がる被告川上本人が出廷すれば良いことだ。「木下とトコトンやる！」と粹がっていると聞くので、自称武道家と名乗るなら性根を据えて出てくるように。紙面では強がり、吠えまくり、肝心な裁判所には代理人任せでは格好つかないだろう。証人となる御仁が海外に出掛けて7月、8月は国内に居なかった等と幼稚な申し立てを裁判所に提出したことについて、原告は既に裏付けを取っている。「間違いなく日本国内に居た」と。四国タイムズで一生懸命この証人のPR活動を行っているが、ちょんぼしてからでは遅い。原告は、9月9日付の準備書面に次のように主張して提出しました。その要点はこうです。被告代理人とは、あくまで代理人であって被告ではない。度重なる4度目の懲戒処分は、生田暉雄氏個人の問題であって、この者の都合で指定公判期日には何の関係もなく、被告本人が出廷するか、別の代理人に依頼すれば済む話だと。この様に主張し、結局、指定期日通りに第14回口頭弁論が開廷される運びとなっています。「県政の目付役 我がペンはひるまずおくせずまっすぐに」と四国タイムズ表紙に大見栄を切っているにしては、代理人に助っ人役を依頼し、紙面でひたすら喚き散らす卑怯な奴である。これまで四国タイムズの餌にされた多数の人々は、こんな程度の新聞ゴロを過大に恐れていたのです。被告川上も四国時報に対してもう限界に達している筈です。掲載が途絶える理由に「限られた枠しかなく、その時その時のテーマを最優先している」と同じ理由をさすがに3回は使えないでしょう。これまで原告も色々書かれたが、一度たりとも反論できず、唾を呑んだことはない。被告川上は「本紙記事には自信あり」と掲載してきた悪質記事について、何一つ紙面においても、裁判においても証明出来ず終いである。被告川上が紙面で騒げば全て逆効果となる。原告への挑発と中傷でマッチポンプでも企んでいたのか、逆に大火傷して結果的には被告川上と証人の目論見と違い「四国時報」を有名にさせることになった。四国時報の読者から毎号について、感想を頂いたり、応援メッセージ等が届き、大変嬉しく思っております。その一方で四国タイムズ社主の被告川上道大や十鳥晴美のように、一部の三豊市議や観音寺市議が「四国時報を煙たがっていますよ」という情報がダイレクトに伝わってきております。「あれとあれとあれでしょ？」と答えるとニヤリと笑っておりました。そんな連中もこの「号外」に登場しないよう職責を果たしてもらいたいのだが、何か探られては困る何かがあるようだ(笑) こんな連中に目前に迫る選挙で一票投じていいものか、四国時報を毎号熟読して頂きたい。